別紙料金表　　令和5年4月1日現在

大日山荘「海のデイサービス」

【介護保険事業者番号3070104298】

営業時間：8:30～17:30

① 通常規模型通所介護費　　定員65名

介護保険給付	基本ｻｰﾋﾞｽ費（1日あたり）	要介護区分			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		所要時間	3時間以上4時間未満	単位数	368	421	477	530	585
				金額	3,779円	4,323円	4,898円	5,443円	6,007円
			4時間以上5時間未満	単位数	386	442	500	557	614
				金額	3,964円	4,539円	5,135円	5,720円	6,305円
			5時間以上6時間未満	単位数	567	670	773	876	979
				金額	5,823円	6,880円	7,938円	8,996円	10,054円
			6時間以上7時間未満	単位数	581	686	792	897	1,003
				金額	5,966円	7,045円	8,133円	9,212円	10,300円
			7時間以上8時間未満	単位数	655	773	896	1,018	1,142
				金額	6,726円	7,938円	9,201円	10,454円	11,728円
			8時間以上9時間未満	単位数	666	787	911	1,036	1,162
				金額	6,839円	8,082円	9,355円	10,639円	11,933円
	基本ｻｰﾋﾞｽ費（1月あたり）	要介護区分			要支援１	要支援2			
		単位数			1,672	3,428			
		金額			17,171円	35,205円			
その他	昼食代（1食）　※別途糖尿ゼリーが必要な場合、20円加算								800円
	オムツ代								実費

※法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に記載のある割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。

※上記以外にも加算対象となる場合があります。

※ご請求は、1か月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が生ずる場合があります。

※基本サービス所要時間、各種加算についてはご利用者の通所介護計画により異なります。
※所要時間2時間以上3時間未満のサービスについては各要介護区分の4時間以上5時間未満の所定単位数の100分の70に相当する単位数での算定となります。

※予防給付型通所サービス（現行相当サービス）を利用の場合、契約者との契約開始又は解除については、契約日（サービス事業者と利用者が契約を締結した日）又は契約解除日を起算日として日割で算定します。ただし、契約月内にサービスサービス提供がなかった場合、当該月については報酬算定することができません。その場合、初回のサービス提供日の属する月以降、月額報酬の算定が可能です。
また、月途中で利用者が死亡した場合は契約解除の取り扱いに準じ、死亡日を起算日として日割り請求を行います。

社会福祉法人寿敬会